

後期高齢支援システム標準化検討会
第12回 ベンダ分科会・市町村WT

標準仕様書1.5版に向けた各種課題の 対応について

令和8年9月11日

資料 2	後期高齢支援システム標準化 ベンダ分科会・市町村WT (第12回)
	令和8年9月11日

目次

1.	標準化検討における今年度実施事項（サマリ）	2
2.	標準化検討における今年度実施事項（各論）	
2.1.	経過措置対応	4
2.2.	その他案件に係る対応	9
3.	今後のスケジュール	11

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

1. 標準化検討における今年度実施事項（サマリ）

今年度は経過措置対応、その他案件に係る対応を予定しており、1.5版公開に向けて整理している。

令和8年度実施内容

1

経過措置対応

- 昨年度経過措置対象とされた80機能・帳票について、対応方針を検討

2

その他案件に係る対応

- 社会保険診療報酬支払基金の名称変更を受けた仕様書への反映

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 経過措置対応

2.2 その他案件に係る対応

2.1. 経過措置対応

昨年度（令和7年度）地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づき、各ベンダ・自治体に対して経過措置を実施し、後期高齢者支援システムでは80件を受理。

背景

地方公共団体情報システム標準化基本方針における一部機能の経過措置の概要

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和6年（2024年）12月24日閣議決定）（抄）

2.2.（5）標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行

（略）

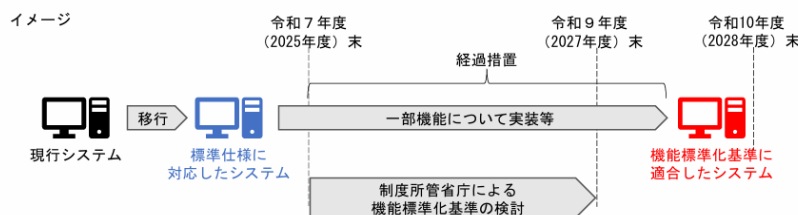
○ また、円滑かつ安全な移行を推進するために、現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。

② 標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する省庁（以下「制度所管省庁」という。）及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準（標準化法第6条第1項に基づき定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。

なお、当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う。

（略）



<概要>

現行システムから標準仕様に対応したシステムへの移行を完了させることを前提に、一部の機能については、移行後の実装等を可能にする経過措置を設けることとする。当該経過措置の対象とするシステムは、以下の要件を満たすものとする。

- ① データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合し、標準化されたデータの利活用が可能となっていること。
- ② 制度所管省庁及び地方公共団体が、当該一部機能の経過措置の必要性を認め、遅くとも令和10年度（2028年度）末までに機能標準化基準に適合するものであること。

<デジタル庁での対応スケジュール>

2025年 4月：ベンダからの申請受付開始
2025年 6月：ベンダからの申請受付締切
2025年 8月：デジタル庁、各省庁確認の上ベンダへ結果通知
自治体からのシステム移行届出開始
2025年10月：自治体からのシステム移行届出締切

経過措置対象数

計**80**件（うち 未実装機能数**62**件 / 未実装帳票数**18**件） ➡ 資料2-別紙1_経過措置申請_機能ID・帳票ID一覧

今年度（令和8年度）は地方公共団体情報システム標準化基本方針を踏まえ、経過措置対象機能等の見直しを実施する必要がある。

今年度対応事項の基本方針

地方公共団体情報システム標準化基準方針を踏まえ、以下を基本方針とした。

- 「当該経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取り扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う」とされたことを踏まえ経過措置対象機能等の見直しを実施する必要がある。
- 「未実装機能」については、「実装必須機能」として要件を維持する必要があるかの検討を行い、その必要性が認められない場合には「標準オプション機能」へ要件を変更する（帳票も同様）。

検討方針

- 昨年度経過措置申請時の申請理由に基づき判断。なお、デジタル庁による申請理由の分類は以下の通り。
 - 【分類1】事業者のリソース不足又は開発期間の不足によるもの
 - 【分類2】要件上の疑義によるもの
 - 【分類3】その他

2.1. 経過措置対応

経過措置対象の全80機能・帳票について、実装必須として要件を維持すべきと判断。

検討結果			
#	申請理由	件数	検討結果
1	事業者のリソース不足 開発期間の不足によるもの	77件	実装必須としたうえで 令和10年度末までの実装を求める
2	外部システム仕様書との不整合	3件	実装必須としたうえで 令和10年度末までの実装を不要とする

実装必須とした理由

- 現時点でも実装必須として要件を維持すべき機能・帳票であるため。

#1の検討詳細

- 事業者のリソースや開発期間の不足に対して、令和10年度末という期限であれば間に合わせることができると判断。

広域標準システムの実装待ちである一部機能は、適合基準日を明確に定めない対応とする。

検討結果			
#	申請理由	件数	検討結果
1	事業者のリソース不足 開発期間の不足によるもの	77件	実装必須としたうえで 令和10年度末までの実装を求める
2	外部システム仕様書との不整合	3件	実装必須としたうえで 令和10年度末までの実装を不要とする

#2の検討詳細

- 適合基準日が「広域標準システムに機能が実装されるまでは実装不要」となっている機能（機能ID:0250009）は令和10年度末までの実装を不要と判断。
- 機能ID:0250010・0250016については、機能ID:0250009に関連する一部機能のみ、令和10年度末までの実装を不要とする。

【#2】該当機能		
機能ID	機能要件	適合基準日
0250009	個人情報の取り扱いに注意が必要な支援措置対象者について、広域標準システムへ連携するデータを作成できること。また、作成した対象情報を管理できること。 なお、連携する元データについては、住民記録システムから連携されるデータ、又は後期高齢支援システムで登録したデータ（住民記録システムから連携されない住登外者も含む）のいずれでも可能とする。後期高齢支援システムにおける登録に関する要件は、「機能ID0250041」を参照。	広域標準システムに機能が実装されるまでは 実装不要
0250010	広域連合向けの支援措置対象者情報を一覧等で確認できること。 後期高齢支援システムの支援措置対象者情報に関する要件は、「機能ID0250041」を参照。	令和8年4月1日
0250016	連携用データの取込時、又は連携用データの作成時にエラーが発生した場合、エラー内容が確認できること。 また、エラー対応後、取込や作成等の再処理ができること。	令和8年4月1日

2. 標準化検討における今年度実施事項（各論）

2.1 経過措置対応

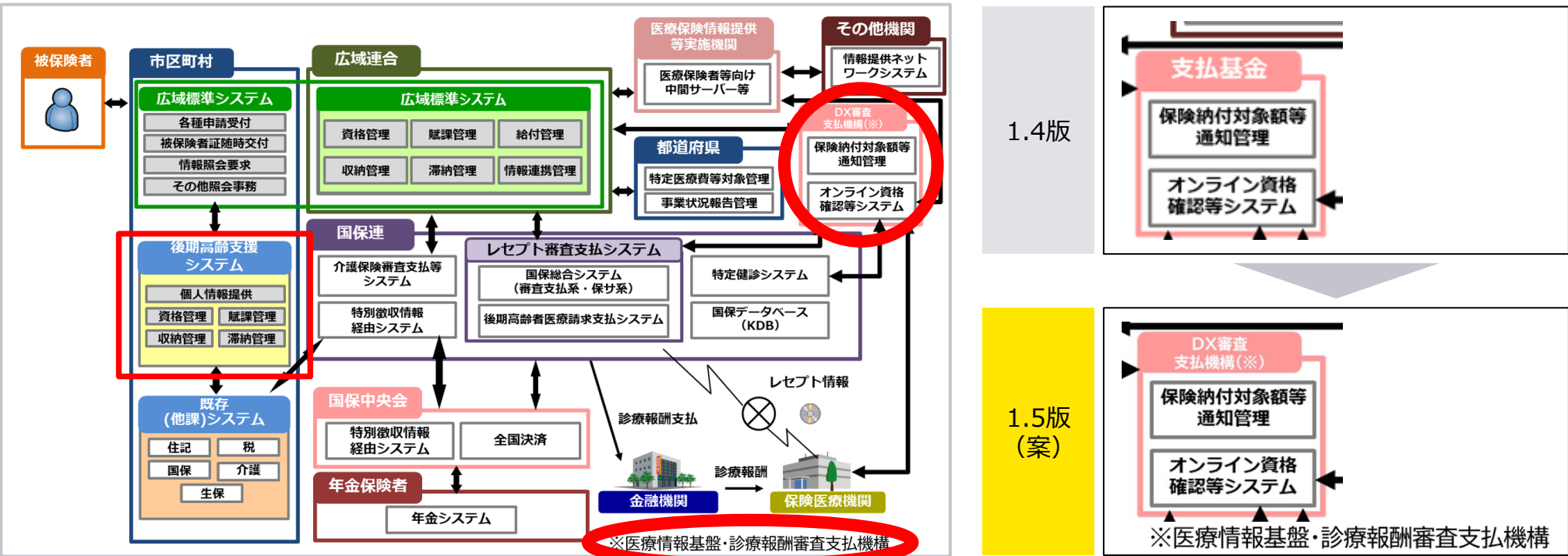
2.2 その他案件に係る対応

社会保険診療報酬支払基金の名称変更に伴い、当該記載のある箇所を修正。

修正内容

- 本紙のP.7の図1-2「後期高齢者医療制度に関するシステムの全体像」内に記載のある「支払基金」について名称変更をした。

標準仕様書（本紙）の修正内容



理由

- 支払基金の名称が「社会保険診療報酬支払基金」から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと変更になったため。

3. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

第12回市町村WT/ベンダ分科会での議論を経て標準仕様書1.5版案を修正し、10月の全国意見照会に向けて準備を進めていく。

1.5版公開までのスケジュール

	2026年												2027年
	9月			10月			11月			12月			1月
マイルストーン						10/19▲ 仕様書1.5版(案)公開							1/31▲ 仕様書1.5版公開
会議体						9/11▲ 第12回市町村WT /ベンダ分科会(合同開催)							x/xx▲ 第13回市町村WT /ベンダ分科会(合同開催)
						10/8▲ 第12回検討会							x/xx▲ 第13回検討会
全国意見照会													
事務局対応													

